［略］
営業費用
電気事業営業費用
［略］
原子力発電費
使用済燃料再処理等拠出金費
使用済燃料再処理等既発電費　発受電量比
接続供給託送料（インバランスに係る費用（再エネ特措法施行規則第21条第２号に掲げる額（以下「インバランスリスク料」という。）を含み、みなし小売電気事業者が一般送配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該みなし小売電気事業者の小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該みなし小売電気事業者に対する電気の供給に係る料金として当該みなし小売電気事業者が負担する費用であって、当該みなし小売電気事業者に係る旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。以下同じ。）に限る。）　発受電量比
［略］
電源開発促進税　販売電力量比
事業税（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）　料金収入比
［略］
［削る］

４．２．により整理された接続供給託送料に係る額から、３．により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

５　［略］
⑴　［略］
①　改正法附則第９条第１項又は法第18条第１項若しくは第５項による当該事業年度末前の直近の託送供給等約款の認可又は届出（以下「直近の託送供給等約款の認可等」という。）に当たり、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第９条第３項又は一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号。以下「託送料金算定規則」という。）第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第９条第１項第５号において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額
②・③　［略］
⑵　［略］

［略］
営業費用
電気事業営業費用
［略］
原子力発電費
使用済燃料再処理等拠出金費
使用済燃料再処理等既発電費　発受電量比
［新設］
［略］
電源開発促進税　販売電力量比
［新設］
［略］
⑶　次に掲げるものを、次の比率により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門の欄に配分することにより整理すること。
営業費用
電気事業営業費用
事業税　料金収入比

４．２．により整理された接続供給託送料に係る額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

５　［略］
⑴　［略］
①　改正法附則第９条第１項又は法第18条第１項若しくは第５項による当該事業年度末前の直近の託送供給等約款の認可又は届出（以下「直近の託送供給等約款の認可等」という。）に当たり、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第９条第３項又は一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号。以下「託送料金算定規則」という。）第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第３条第１項において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額
②・③　［略］
⑵　［略］